

18歳がねらわれる!?

～悪質商法のターゲットに?～

2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことにより、18歳の誕生日を迎えたその日を境に「成年」となります。

例えば高校3年生の教室内では、同級生同士でもこんな状況になります。



成年になると、何が変わるの？

親権者(保護者)の同意がなくても、高額な買い物をしたり、キャッシングやローンなどが利用できるようになります。

ちょっとまって!
契約が成立したら、
売る側も買う側も、
どちらか一方の都合で
契約をやめることは
できないのよ!

保護者の同意を得ずに結んだ契約を取り消せる「未成年者取消権」が使えなくなります。



悪質業者は、心のスキマに付け込んでくる!

消費生活センターには、若者からの相談が多く寄せられています。

マルチ商法とか...

危険がいっぱい!

お試しのつもりが定期購入とか...

儲かる話があるんだけど...

モデルの勧誘とか...

ねえキミさあ、モデルに興味ない?

がっつりレッスン料もらうけどね

お試し100円なら買ってみちゃおう!

※最低3回の購入が条件です。(2回目以降は1回1万円)

契約トラブルなどで困ったことがあったら、
消費生活センターに相談しよう!

消費者ホットライン

※お住まいの近くにある消費生活相談窓口につながります。

局番なしの

1 (い) 8 (や) 8 (や)

